

平成22年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議概要

- 1 日 時 平成22年11月11日（木）午後1時30分から3時まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員15名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）13名

4 審議の概要

【司会】

それでは、議事に入らせていただきますが、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】

よろしくお願ひいたします。

最初に、傍聴についてご報告いたします。本日の審議会にはお一人様の傍聴を許可しましたので、ご了承願ひたいと思ひます。傍聴の方は、お配りした傍聴人の心得をぜひ遵守いただけるようにお願ひいたします。

本日の議事は、1、部会委員の指名について、2、少年非行の概況について、3、部会長専決処分の報告について、4、愛知県青少年保護育成条例の運用状況等の報告について、5、愛知県青少年保護育成条例の一部改正について、6、愛知県青少年保護育成審議会の委員の公募についての6件となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本審議会運営要領3の（2）の規定によりまして、本審議会は会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとなっております。今回は荒川委員様と神野委員様にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、岩間委員様につきましては、所用により閉会前に退出する場合がありますので、ご容赦いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

最初に、条例施行規則第15条第2項に規定によりまして、部会委員の指名でございます。本審議会には、審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について事務局からご説明をお願ひいたします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2、少年非行の概況についてですが、2以降はすべて報告事項でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

(県警本部説明)

【会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご発言がありましたらどうぞ。

なければ、私からですが、以前この審議会でも発言があったことですが、本屋さんの万引きですが、この間、新聞で見たら、万引きに対する県警の捜査が早くできるようになったということが出ていましたけど、効果は何かありますか。

【県警本部】

万引きにつきましては、今年10月1日からいわゆる捜査書類の一部が簡略化というようなことで、従来、万引きの被害を届けると、それなりに時間がかかるというような問題があったわけですが、そういった時間をできるだけ短縮していこうということで、書類の簡素化というようなことも図っております。まだ、10月からですので、その辺の実態というのは定かではありませんが、できるだけ被害届出に対して時間を短くしていこうということで進めております。

【会長】

それでは、他にご意見がなければ次に行きたいと思っております。

次の議事3と4は、いずれも条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてでありまして、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見とかご質問などのある方はぜひ発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

【委員】

1 番目の議題、少年非行の概況で質問したほうがよかったかもわかりませんが、県民生活部長さんからのごあいさつの中で、24時間社会の進展と交通死亡事故のお話が出て、交通死亡事故は、今年は、現在全国第4位であり、昨年度の全国ワースト1であったことと比較すると良い状況となっているという、こういうお話があり、まさにそのとおりであります。少年の交通死亡事故についてお伺いしたいと思っております。

私は田原市出身なので地元の恥のようなことで申しわけないですが、一昨日、9日の深夜0時何分、まさに深夜に、新聞でごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、渥美半島の先端の伊良湖岬で2台の正面衝突事故があつて、少年2人が即死しているんですね。その4人と2人の乗った2台の車両には、20歳、21歳、中には15歳と16歳、高校生の少年も乗っていて、即死した方は15歳の女子高校生と男性の21歳の子なんです。乗っていた子は全員21歳以下なんです。

ご説明がありましたような少年の深夜はいかいについて、新聞記事を見たとき、15歳、16歳には高校生なり中学生なりパートもいるのですが、一体この親はどうなっておるのかなと私は思いました。深夜の午前様に家にいなくて、しかも子どもは交通事故をやって。そんなことを新聞を見て思ったんです。

今日のいろいろのご説明や条例などを見て、深夜はいかい、商業施設へ入るとは別に夜中に出歩いているということについては、親はもちろん当然これは義務が、責任があると思います。

今、24時間社会の進展で、コンビニもファミレスもみんな深夜に開いているから、子供たちも昼、夜区別なく出歩いておるのかなという感じで、まさに大都会だと昼も夜もないと思うんですが、わりあい田舎へ来ると、深夜に出ること自体が不思議なことなので、しかも伊良湖岬の先端にそんな暴走、暴走とは限りませんが、若者が出歩くこと自体が不思議なことと思うんです。

深夜はいかいについては商業施設へ入る、入らないは別ですから、そこまで取り締まることはもちろんできませんが、何かそれを止める方法を発見するとか、どういう教育をしたらいいのかと思うんです。もちろん学校からも、あるいは職場からもいろんな手はあると思うんです。

一昨日の渥美半島で起きたこの悲しい事故で、一挙に交通死亡事故の数字がきつと上がったと思うんですが、冒頭の会長さんのお話で、こんな15歳、16歳の若者の命を落としてはいかんな、しかも深夜ということが一番いけないと思うのです。業務上とか何ならまた別ですが、どうしたらこういうことが止められるのかなと思うのです。

家庭も放置しておるのか詳しいことはもちろん分かりませんが、24時間社会の影響かなというこんなことをちょっと思い、何かいいお知恵があったら、これは交通取り締まりなのか、まさに15歳、16歳の少年少女が入っておりますので、青少年健全育成なのか、いずれにしても良い手があったら教えていただきたいなと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。

何か今の発言に関してご発言をお願いします。

【県警本部】

確かに、今、深夜はいかいか、そういった問題というのはあります。少年課としては結構力を入れておりまして、説明をいたしましたけど、不良行為で補導をするとか、それとか条例の中に深夜同伴ということで、これは夜11時以降、青少年を連れ回してはいけないよという内容なんですけれども、こういったものの取り締まりも強化はしております。

ただ、深夜商業施設とか、そういった夜型社会の進展というのが進んでおりますので、社会全体の規範意識というのにかかってくるのかなというふうに思いますが、それは家庭とか大人社会の問題とも密接に絡んできますので、これといった解決策というのは早急にはなかなか難しいのかなというふうには思います。

だけど、これも継続的にやっていかないとなかなか歯止めがききませんので、警察として問題提起できることは積極的に行って、社会全体の問題としてとらえていけないのかなと、そういった観点で進めております。

以上です。

【事務局】

私ども県の社会活動推進課といたしましても、啓発活動は皆様のご協力をいただきながら進めておりまして、特に、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動ということで、夏休みの時期の7月1日から8月31日まで、これを夏期の強調期間、また、冬休みの時期の12月20日から1月10日まで、これを冬期の強調期間といたしまして、その期間中にはさまざまな青少年育成団体にご協力をいただきながら、加

藤委員のところの女性団体連盟の方にも大勢ご参加をいただいて、啓発物資を街頭で配るなどしてキャンペーンに努めているところでございます。

【会長】

ありがとうございました。

私も、新聞で少し見ました。車の中に15歳の子供と20歳以上が一緒に乗っていたら、深夜0時ごろに車の中というのは、深夜はいかいですか。

【事務局】

そうなります。

【会長】

そうなりますか。

飲酒運転の取り締まりなんかで車両を止めますね。そういうときに20歳未満の子どもが乗っていたら、それは深夜はいかいの対象になりますか。その場合は注意しただけでいいのでしょうか。

【県警本部】

青少年は補導の対象となります。

【岡谷会長】

そうすると、それで親を呼んで引き取ってもらうということになるんですね。

【県警本部】

そうです。

【会長】

結構、最近、交通事故を見ていると、若い方が乗っていたというケースがありますよね。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

他に何かご意見はありますか。

【委員】

有害図書とかの実施をいろいろしてくださっているようですが、条例調査員という方は、どんな方が、どれぐらいの数、活動していかざるのかお聞かせいただけますでしょうか。

【事務局】

県の職員で80名、それから警察官で383名、うち、ただいまの申し上げました警察官の383名中、補導職員という方が57名であります。こういった方を委嘱いたしまして、条例に規定していることがちゃんと守られているかどうかということ进行调查していただいております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他に何かご意見はありますか。

それでは、ありがとうございました。事務局は、ただいまの委員からのご意見等、今後の参考にしていただければと思う次第です。

続きまして、次の議事5と6についても事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局説明)

【会長】

どうもありがとうございます。

それでは、今の5と6について、どうぞ、皆さんからご意見がございましたらご発言ください。

では、私からよろしいですか。

出合い系喫茶は、一度、届出をすればそれで営業は続くわけですね。3年間限定とか5年間限定とか、検討されたのかもしれませんが、そういうことはできないんですか。

【事務局】

そういう規定にはなっておりません。営業をするしないのほうは、風適法のほうの問題ですから、3年で切るというようなことはできないと思っております。

【会長】

風適法の対象になったときは、既にどこかで営業していたらそれは認められるわけですか。

例えば、ほかの業態も風適法の対象項目に入ったときは同じような手続で、まちの中じゃなくてどこか住宅街で既に営業していても、そのまま継続して営業しているわけですね。

【県警本部】

それでは、警察のほうから説明をいたしますと、風営適正化法の店舗型性風俗特殊営業という営業があり、この中に、今般、出会い系喫茶が新たに組み込まれます。

新規に店舗型性風俗特殊営業を出店しようとした場合は、これは、風適法上は届出義務が課せられるわけです。つまり、営業するには届出が必要となります。

一方で、風適法の施行条例という、県の実情に応じた条例がございますが、これではもう少し厳しくしておりますして、来年の1月1日以降、新規の出会い系喫茶の出店に際して、県下の広範囲に及ぶ規制を検討しております。

ただ、既得権が認められておりまして、1月1日にこの条例が施行をされますと、1月末日までに届出をした既存の業者に関しては、従来どおりの営業ができるということになります。

【会長】

勝手な考えなんですけど、むしろ条例のほうが変更しやすいから、将来的にわりあい厳しくできますよね。

【県警本部】

厳しくと申しますのは、要するに、規制の程度の話でしょうか。

ただ、性風俗特殊営業に該当いたしますと、1月1日以降はどういう規制がかかるかといいますと、具体的には青少年、風適法上は青少年という言葉を使っておりませんので年少者といいますけれども、つまり、18歳未満の年少者を店舗内に立入らせる行為ですとか、あるいは18歳未満の年少者を従業員として使用する行為が規制されます。ですから、実質的には現行の青少年保護育成条例の規制とはほとんど変わりはないという認識でございます。

【会長】

はい。他に何かご発言はありますでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

議題（7）のその他についてですが、事務局からは特にございませぬ。

【会長】

それでは、せっかくの機会でございます。まだ時間は少しございますから、何か皆さんからご意見がございましたらご発言いただきたいと思いますけど。

何でも結構です。

【委員】

せっかくの機会ですのでお話しさせてもらいますが、出会い系喫茶の問題とか、それから有害図書とか、性に関わる問題ですね。特に、私は児童虐待防止のために一生懸命取り組んでいるんですが、死亡事例を見てみますと、10代で子供を産んでしまって、墜落分娩ですね、トイレで。そのまま流してしまうとか、どう対応していいかわからないということで、もうそのまま死なせてしまう、こういう事件が多いということです。

実は、零歳とか零カ月で子供を死なせてしまうというケースは、愛知県は多くなっているんですね。それは、今日の朝刊にも載っていますけれども、岡崎で、スーパーマーケットに冷凍死体が、嬰兒が冷凍されたまま、これを子供たちに持っていかせて、捨てに行かせたという、そういう痛ましい事件もありました。

何を言いたいかというと、10代の性教育に愛知県はどの程度取り組んでいるのか。出会い系喫茶の問題についての問題点とか、それから有害図書ですか、こういった問題とか、男女の性的な問題とか、これを学校のほうで規制という観点ではなくて、むしろ、もしも妊娠してしまったらどうしたらいいとか、それから、こうなれば病気になるとか、こういう性教育がどの程度されているのかというあたりが、結構この少年犯罪にも絡んでくるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりは教育委員会の問題かもしれませんが、教えていただけるとありがたいです。

【会長】

どうもありがとうございます。

どなたかお願いします。

【委員】

性教育につきましては、今、教科の中で、保健の領域で、小学校からも、実は5、6年になりますと初潮の授業と兼ねまして、やはり薬物と一緒に小さいときにきちんと教えなければいけないということで、エイズの問題があったあたりからですが、学年段階に応じて養護教諭を中心に行っております。

でも、それはどっちかというときちんとして、知識として教えるという観点なんですけれども、やはり中学校になりますと成長してきますし、なかなか見えにくいんです。

今日、話題にはなっていませんが、参考資料にはインターネットを利用するためにというふうに書いてあるように、私たち、今、ほんとうに、このインターネットになると見えないんですね。昨年度も発言させていただいたと思うんですが、有害図書は見えるんです。

ところが、インターネットというのは見えないものですから、携帯の問題とあわせて、今、各学校とも温度差はあると思うんですが、かなり取り組んでいます。本校もまだ、性の問題については見えないだけかもしれませんが、実害はないと思っています。

しかし、やはりいろんな状況を見ていまして、このまま何も知らないで高校へ行ってはまずいということで、中3を対象に、養護教諭の提案で産婦人科の先生等を呼びまして、いかに性行為というのは危ないというか、自分の健康、体も害するということを実例をあげて教えていただいています。

それで十分であるというふうには思っていないですが、現在の取り組み状況です。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

子供が危機的な状況になったときに、どうしたらいいかということをお教えあげることがとても大事なかなと思っています。妊娠しないようにじゃなくて、妊娠してしまったらどうしたらいいか、だれに相談したらいいか、そういうことが必要だと思っています。

あと、このチラシなんですけど、インターネットを利用するためにという愛知県が出している、これは、だれ向けにつくっているんでしょうね。これを見ると、中を見ると、青少年の皆さんへと書いてあって、次に保護者の方へと書いてあって、だれが読んでもわかってもらおうということがあるのかもしれないんですけど、一番、何よりも大事なのは子供であるとするなら、子供が見て関心が持てるようなチラシじゃなければ、おそらく、これ、税金の無駄遣いじゃないかと思っちゃいますね。むしろ子供自身にインターネットの危険性であるとか、それから出会い系の危険性であるとか、自分が被害者になるんだよという、その怖さというものを伝えたほうがいいと思いますね。

私は、シンナーをやるときには、必ず子供たちに、シンナーをやると脳が萎縮するんだよと、一度萎縮した脳は戻らないからねと、単にたばこを吸って肺がんになるかもしれないよなんていうレベルの問題じゃないんだよという、ちょっと脅かしめいたことを言いながらそれを防止しようと思っているんですね。

やっぱり子供の頃にこの危険性というものについて、大げさではなくてもいいん

ですが、やっぱり怖いんだということを教えておかないと、誘惑が一番怖いところであり、子供は誘惑に乗せられちゃいますから、その誘惑を断ち切れるぐらいの怖さというものを伝えながら守っていけるようなチラシをつくっていただければありがたいと思います。

【委員】

教育委員会であります、今の性の問題、それから情報モラルの問題ということで、教育委員会としてもこれは大変大きな課題で、学校、そして保護者を通じて働きかけをということでいろいろ進めております。

性の問題は、県立学校等でいえば、毎年夏休みに、性、薬物等、教員に対する研修を実施しておりますが、その研修の後の学校での指導状況を見ますと、まだまだ、教員がそれなりの知識を持って、学校でどう指導するかということについて、難しさがあるということで課題を感じております。

情報モラルにつきましては、教育委員会としてここ2年ほど精力的に取り組んでおまして、教育委員会のほうでも生徒向け、保護者向けのリーフレットといたしますか、こういったものをつくっております。大学の学生の視点で、携帯電話を使うに当たってこんなリスクがあるということを学生たちにまとめてもらって、それを生徒たちに配るといような形で、今、ご指摘のあったように、やはり、我々大人よりも子供たちのほうが自由自在に携帯電話を使いますので、若い人たちの観点から、どこに危なさがあるのかということをしてできるだけ伝えるような形で今取り組んでおります。

それと、もう一つは、これは県立学校対象ですが、実際に専門業者にいろいろチェックをしてもらって、携帯電話上、インターネットで誹謗中傷、あるいは自殺の気配とか、そういった情報がないかどうかのチェックをしております。見つかった部分については、早い段階で学校のほうで対応するよう形で今進めておりますが、これからずっとできるわけではありませんが、1年、2年取り組むことによって、具体的なリスクがどこにあるかを私どもとしても把握して、それを今後の具体的な生徒への指導に活かしていきたいということでやっておるといこと、その状況の報告をさせていただきます。

【事務局】

私ども社会活動推進課も、インターネット、携帯電話からこういった性的な被害につながるということを重視しておまして、私どもとしましても、インターネット利用安心・安全講座というのを実施しております。

実績を申し上げますと、平成21年度中にも50講座を実施いたしまして、13,500人の方、これはほとんどが小中高校生、それから保護者向けにも学校単位で、学校か

らご要望があれば、私どもがセットをいたしまして、実際の講師を務めていただくのは県警のサイバー犯罪対策室の方、こういった方が実例などをよくご承知なものですから、そこの方を派遣して、小中高校生に対して携帯・インターネットの恐ろしさを周知するという講座を実施しております。

また、やはり、こうしことから、先ほど申し上げました非行・被害防止の強調月間の前には出発式というのをやっておりますが、本年度、夏の出発式では、携帯電話の有力な3社にお越しをいただきまして、携帯各社も、特にフィルタリングの普及など取り組みを進めているということをご紹介していただきました。こういった業者とも連携をとりながら、引き続き私どもも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】

どうぞ、ご発言ください。

【委員】

実は、先日、小学校で2年生と5年生を対象に思春期セミナーというのを行ったそうです。実際に、赤ん坊のお人形を、保健師さんと主任児童委員が参加をしまして、お母さんのおなかの中で皆さんはどのように育っていくのよと、そして、生まれた後、親の愛情をいっぱい受けて皆さんは成長するのよと、いろいろなお話を聞いたそうです。その後の子供の反応で、ほんとうに自分を大切にしなければいけないと思ったと5年生の子供さんが書いてありました。その文章を読みまして、ほんとうはこういうことは家庭の中でまず行うべきことなんですけど、今、親御さんを見ても、親を教育しなければいけない親もたくさんおります。ですから、せめて学校の同じ枠の中で、小さなときから、小学校の低学年から、そういう自分を大切にすることは人も大切にすること、また、性に関しても自分を大切にしなければいけないということを教育していただきたいなと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

私からですけど、交通事故のお話しをしたんですけど、全国の交通死亡事故は、年間大体4、5千人ですか、それに対して、自殺は3万人ぐらいあるんですね。そういう意味じゃ、今、児童虐待の話もありましたけど、ほんとうに犯罪のことも大事ですけど、自殺というものに対して、健全育成という意味では、むしろそれがほんとうのこの委員会の筋でもあるかなと、そう思いましたので発言させていただきました。

また次回はそういうことも県警から教えていただいて、自殺の分析なんかもいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

他に何かご発言はありますでしょうか。

それでは、これにて終わらせていただきたいと思いますが、事務局におかれましては、ただいまの委員からのご意見、ご質問等を参考にさせていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

【司会】

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして、平成22年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。皆様も交通事故にはお気をつけの上お帰りくださいますようお願いいたします。

以 上